

議員案第40号

小金井市市民参加条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年9月26日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
渡 辺 大 三
森 戸 洋 子

(提案理由)

附属機関等に宛てて市民が提出した文書が適切に取り扱われるよう措置する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市民参加条例の一部を改正する条例

小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に改める。

第3章中第13条の次に次の1条を加える。

（請願書等の誠実な処理）

- 第13条の2 何人も、附属機関等に対し、請願書、陳情書、要望書、申入書、提案書その他これらに類する文書（以下「請願書等」という。）を提出することができる。
- 2 市は、附属機関等に宛てた請願書等の提出が市にあった場合には、速やかにこれを受理し、当該附属機関等の長に送付しなければならない。
 - 3 附属機関等は、請願書等の提出があった場合には、十分に内容を検討し、提出者に文書による回答を行うなどの方法で、これを誠実に処理するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市市民参加条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第3章 附属機関等への市民参加(第8条—第13条の2) <u>(請願書等の誠実な処理)</u></p> <p>第13条の2 何人も、附属機関等に対し、<u>請願書、陳情書、要望書、申入書、提案書その他これらに類する文書(以下「請願書等」という。)</u>を提出することができる。</p> <p>2 市は、<u>附属機関等に宛てた請願書等の提出が市にあった場合には、速やかにこれを受理し、当該附属機関等の長に送付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>附属機関等は、請願書等の提出があつた場合には、十分に内容を検討し、提出者に文書による回答を行うなどの方法で、これを誠実に処理するよう努めなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>目次</p> <p>第3章 附属機関等への市民参加(第8条—第13条)</p>	<p>目次の修正 条の新設</p>

「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策について

— 第5期市民参加推進会議の提案（素案） —

文責：委員長・事務局

はじめに

第5期市民参加推進会議（以下「会議」という。）は、平成25年10月から27年3月まで7回の会合をもち、「若者の市政参加」に焦点を当てて審議した。また、公式の会合以外にもワーキンググループによる2回の検討会をもった。以下は、その議論に基づく提言の骨子と説明である。なお提言の末尾に、提言には盛り込めなかったが議論の中で出された若者の市民参加に係る項目をリストアップした。

1. 提言

(1) 1～2年以内に実現すべき参加推進の短期的課題として、個別テーマに関する若者中心のワークショップを複数回開催する。

(2) 3～5年以内に実現すべき参加推進の中期的課題として、「(仮称)若者討議会」の開催を定着させる。

(3) 以上の経験を踏まえ、6～8年先を目途に実現すべき参加推進の長期的課題として、市の会議体に必要に応じて「(仮称)『若者の課題』分科会」等を設置し、そこでの議論を施策推進の参考とする。

2. 背景説明

(1) 過去の提言と基本構想

若者の参加に関しては、5年前にも第3期会議から稲葉市長に対し、「青年の市民参加を推進するための提言」が提出されている（平成22年2月26日付）。同提言に関する審議に当たっては、①「市民参加を通して学び育つ青年」、②「青年の市民参加の可能性」、③「小金井市の特質を生かして」の3点が論点とされた。

また第4次基本構想でも、「次世代の夢を育み、全ての世代のしあわせが増進する、まち全体の発展を目指」すべく、「参加と協働」、「世代間交流」、「市内団体・NPO・企業・大学などとの協働」が謳われているが、更なる取組が求められている。

今期の会議では、これらの提言・構想を踏まえつつ、高校生から大学生、働く若者、子育て世代を含めた広義の若者世代が、小金井市のまちづくりに関心をもち、その改善に向けて参加の意欲を高めるためにはどのような方策が可能かを中心に検討した。

(2) 若者の参加の必要性

まちづくりには長期の計画性と息の長い取組が不可欠であり、市民の参加と協働の必要性は指摘するまでもないが、将来その成果を享受する若者の参加はとりわけ重要である。市政への高い関心と理解をもつ若者が多数存在することは、そのフレッシュな意見や批判をまちづくりに生かすという意味で、自治体にとっての財産であり、暮らしやすい地域をつくっていくための鍵となる。若者は次世代の担い手であり、「地方自治は民主主義の学校」と言われるように、彼らの地域や自治体行政への信頼を向上させることは、日本の国づくりや平和な世界の構築にも役立つであろう。

しかし、会議の中では各世代のうち若者の市政への関心や参加意欲は相対的に低いという基本認識があり、それは低投票率に顕著に表れている。また、平成26年4月1日現在の市の附属機関等の年代別委員数は10代が0人、20代が3人、30代が27人、40代以上が532人（不明者20人）であり、若者は極めて少ない。他方、現在は参加していないものの、機会があれば地域活動に参加の意向をもっている若者は2～3割にのぼると言われ、自治体はそうした機会を提供しているのかが問われている。

(3) 参加・協働・市民活動の関係

会議では、市民参加と協働および市民活動の関係についても議論した。3者は概念としても実態としても、互いに重なり合う3つの円の関係にあり、参加だけを切り離してとらえるべきではない。

小金井市市民参加条例では、「市民参加」とは、「市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう」（第2条）。他方、同条例は「協働」について、「市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう」（同上）としている。あえて両者の違いを強調すれば、参加が批判を含めた「意見の反映」を柱とするのに対し、協働は市民と市の「連携協力による事業実施」により市政の充実を柱としていると解釈しうる。経験的に、政策立案段階で意見を出した市民は、その実施過程にも強い関心を抱き、その実現に向け市と協働すると共に、評価にも深く関与する。あるいは、実施過程での連携協力経験をもつ市民は、次なる政策の修正・改善により積極的に参加すると考えられる。

3つ目の「市民活動」とは、公共施設を利用したサークルその他の諸活動、ボランティア、交流事業などを含み、その全体像は市によっても把握しきれない広がりをもつ。一般に政策過程参加する人々は、地域・職場・学校などの活動にも積極的にかかわる傾向が強

いといわれ、小金井市でも同様の現象が観察される。その意味で、市政への意見を含んでいなくても、あるいは単なる趣味の集まりでも、自発的な市民活動を支援することは市民参加の促進に大きく貢献するであろう。

(4) 若者の抱える課題と参加の関係

会議では、若者の参加がなぜ低調なのか、若者の抱える課題についても議論した。近年の格差拡大で、若者の生活は総じて楽とはいえず、大学生はアルバイトに忙しく、働く若者は長時間労働で疲れ、子育て世代も日々の生活に追われがちである。参加・協働どころか、不登校や引きこもり、失業や孤独に苦しむ若者も少なくない。

そうした若者が何らかの機会を得て、同世代や上の世代、市の職員らと意見交換をし、自らが抱える課題が個人的なものではなく社会的な問題も内在していることに気づけば、市民としての連帯感や明日への希望が湧いてこよう。意見を表明することで多少なりとも市政の改善が実感できれば、政治的有効性感覚は確実に高まる。若者の市政参加は地域のためだけでなく、若者の心理面にも積極的な効果をもたらさるだろう。

3. 提言の具体的方策

(1) 1～2年以内を実現すべき参加推進の短期的課題として、個別テーマに関する若者中心のワークショップを複数回開催する。

短期的に着手しうる方策として、若者から意見を聞くワークショップの開催を提案する。このワークショップは若者が市民参加や行政について学習し、職員も交えてともに市政を考える場とする。その目的は若者の意見の聴取だけでなく、若者自身がグループでの議論と交流を楽しみ、持続的な討議の基礎となることもワークショップの成果と考えるべきである。あくまで例示であるが、考えられる個別テーマとして、「居場所づくり」、「仲間づくり」、「子育て環境の改善」、「自転車レーンのルール」などをあげることができる。

(2) 3～5年以内を実現すべき参加推進の中期的課題として、「(仮称)若者討議会」の開催を定着させる。

中期的に着手しうる方策として、若者中心の「(仮称)若者討議会」の開催を提案する。「(仮称)若者討議会」はすべての若者に開かれてはいるが、ワークショップに参加した若者が次のステップとして活動する場でもある。市や各附属機関等がかかえているテーマや単発的な特定 이슈(争点)の解決に係る意見交換や討議を行うため開催する。その際、高校生・大学生・働く若者・子育て世代・単身者といった若い世代のグループごとにテ

マを絞ることが有効である。先にあげた「居場所づくり」その他の個別テーマに沿って、市がまず基本情報を提供し、担当職員との質疑や参加者同士の議論から多様な意見を提出してもらおう。1回きりの開催ではなく、初回はテーマの説明と相互交流、2回目は公共施設等の視察、3回目に意見集約、といった組み合わせを考える。

開催に当たっては広く市民に広報すると共に、ターゲット集団に対してアプローチすることが効果的である。

(3) 以上の経験を踏まえ、6～8年先を目途に実現すべき参加推進の長期的課題として、市の会議体に必要に応じて「(仮称)『若者の課題』分科会」を設置し、そこでの議論を施策推進の参考とする。

若者の市政参加が相対的に低い中で、市政の基本となる諸計画等作成の際に若者の意見を吸い上げるため「(仮称)『若者の課題』分科会」を設置し、活発な議論を行う場としての整備を図るとともに、施策や課題への関心を高めることをもって参加した若者たちが構想力と調整力を発揮することが期待される。

なお、上記のすべての会議体につき、「情報なければ参加なし」の原則に立ち、市は積極的な情報の開示に努め、議論に必要な会場、スタッフ、資料を準備する。また、上記会議体の開催と並行して、あるいは別個に、学習会や出前講座、調査結果の報告会などを開催する。市は市民からの提案に対し、計画化や実施如何を問わず、説明責任を果たすものとする。

4. その他の課題、市民参加の進捗状況など

(1) 第5期会議委員募集の際に、第4期提言を踏まえ試行として無作為抽出による委員の選出を行った。第4期会議では市民参加しているのは一部の市民ばかりという意見もあり、市民参加の裾野を広げるため、このような提言があった。該当の委員は委員となったことを契機に市政に関心をもつようになったそうである。これは多様な市民が市民参加することの契機として非常に効果があると言える。

(2) 「意見・提案シート」の設置、保育士、手話通訳士等の配置による参加しやすい環境づくりについて第4期会議から提言されているが、今後も検討を進めていただきたい。

5. あとがき/ 添付資料（アイデアのリスト）など

(1) アイデアのリスト

- ・会議の名称を漢字だけでなく、やわらかい、わかりやすい副題等をつける。
- ・多くの若者は仕事を持っているので、夜のほうが参加しやすい。
- ・異世代交流という言葉掲げても、ターゲットとなる世代が来るとは限らない。広報や企画を工夫すべきである。
- ・保育サービスをつける、つけないではなくて、曜日や時間を変えたほうが、子育て世代が参加しやすくなると感じる。
- ・会場を大学にしたら、若者が参加した事例がある。
- ・施設等の計画の段階から若い人が議論する場があれば、その施設を使う主体になると思う。参加しやすい場づくりを進めてほしい。
- ・意見だけ求めるのではなく発言に責任を持ってもらう仕組みの中で参加してもらいと、責任をもって発言し、意見をまとめていくことにつながる。
- ・ただ意見を求めるより、イベント風に講座を行い情報を提供すると、意見が誘発される。小さい時にそういう経験をした後、例えば高校生になった時に、さらに進んだ段階への参加ができると思う。
- ・京都市ではNPO法人与自然連携して若者だけを集めて市の長期計画の中に若者の意見を組み込むための組織をつくったそうであるが、媒介となる団体と協働することも参加を進める一つの方策である。
- ・小金井若者センター（若者の団体等とタイアップし、若者がまちづくりに関する調査、啓発活動、政策提言等を行う。）を設立する。
- ・やみくもにチラシを送るのではなく具体的にターゲットをしぼる。たとえば、公募委員を募集している委員会ならば、その分野を学んでいる大学や専門学校の学生に参加をよびかけるなど。
- ・子ども・若者に対する市民教育・実践型学習の意味も持たせつつ、青少年にかかわる市政の課題について若者に議論の機会と場を提供し、政策に反映する。実施主体は行政でも議会でも可。イギリスに例あり（Youth Council）。
- ・ポスターの掲示はあまり効果がなく、授業で先生が参加するように伝えると参加するようだ。
- ・具体的な計画において意見が反映されることを担保すべき。実現する仕組みを取り入れなければ参加しない。